を除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

M_{14} ＝ 0.006

M_{15} ＝ 0.010

M_{16} ＝ 0.041

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

N_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{11} ＝ 0.052

O_{12} ＝ 0.060

O_{13} ＝ 0.061

O_{14} ＝ 0.057

O_{15} ＝ 0.018

O_{16} ＝ 0.073

O_{17} ＝ 0.075

O_{18} ＝ 0.076

O_{19} ＝ 0.076

O_{20} ＝ 0.05397

O_{21} ＝ 0.062

O_{22} ＝ 0.062

O_{23} ＝ 0.061

O_{24} ＝ 0.059

O_{25} ＝ 0.060

O_{26} ＝ 0.048

O_{27} ＝ 0.046

O_{28} ＝ 0.0021

O_{29} ＝ 0.0020

O_{30} ＝ 0.00178

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの

を除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

M_{14} ＝ 0.006

M_{15} ＝ 0.039

M_{16} ＝ 0.041

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

N_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{10} ＝ 0.062

O_{11} ＝ 0.052

O_{12} ＝ 0.060

O_{13} ＝ 0.061

O_{14} ＝ 0.057

O_{15} ＝ 0.071

O_{16} ＝ 0.074

O_{17} ＝ 0.076

O_{18} ＝ 0.076

O_{19} ＝ 0.076

O_{20} ＝ 0.062

O_{21} ＝ 0.063

O_{22} ＝ 0.063

O_{23} ＝ 0.061

O_{24} ＝ 0.060

O_{25} ＝ 0.050

O_{26} ＝ 0.048

O_{27} ＝ 0.003

O_{28} ＝ 0.0021

O_{29} ＝ 0.0020

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの